広島県営高陽住宅 76～81 号館樹木剪定等委託事業仕様書

1　業務名　　広島県営高陽住宅 76～81 号館樹木剪定等委託事業

2　業務期間　　契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

3　業務目的　　広島県営住宅敷地の所用の植栽整備

広島県（以下「発注者」という。）が広島県県営住宅設置、整備及び管理条例平成 9 年条例第 13 号）第 3 条に基づき設置した県営住宅等のうち所定箇所の植栽整備を、委託契約に基づく受託者（以下「受注者」という。）の専門技術等により効果的に行う。

なお、個別箇所での実施指示は、発注者との指定管理委託契約に基づき日常的な当該植栽管理を行う施設管理者（以下同じ。）が行う。

（発注者及び施設管理者の連絡先については 6 参照）

4　業務内容　　次表箇所における所用作業

箇所(全 7 地番)	対象	作業	備　　考
亀崎三丁目 121 番	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車使用（要交通規制）
亀崎三丁目 119 番	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車使用（要交通規制）
亀崎三丁目 99 番 1	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車使用（要交通規制）
亀崎三丁目 118 番	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車使用（要交通規制）
亀崎三丁目 117 番	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車使用（要交通規制）
亀崎三丁目 115 番	危険度 A 又は B の樹木	剪定（枝落としを含む）	高所作業車不可
	階段部擁壁から 3.5m 以内の樹木	伐採（下刈を含む）	高所作業車不可
亀崎三丁目 84 番	樹木 1 本	伐採	

備考　各箇所の位置については位置図参照。

危険度 A：枝先が車道の中央分離帯付近に到達

危険度 B：枝先が歩道・車道境界に到達

(1) 共通　　運搬路又は車両駐車場所として道路等を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損すること、及び、高さがある積載物により、上空の架空線施設を損傷することのないようにするとともに、特に入居者その他周辺住民に損害を与えないよう留意すること。

伐採等作業地（上記の道路等使用箇所を除く。）は県有地に限る。なお、境界線付近等について、標識等から疑念がある場合等は、施設管理者に確認させること。

作業上、入居者の専用使用部分への入域は原則として避けること。ただし、作業上、入域等（入室を含む。）が必要又は適切と認められる場合は、施設管理者を通じ関係入居者の了解を得た後に入域等を行うものとする。

受注者は、業務中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、高所作業時には、作業区画への作業関係者以外の進入立ち入りを防止するため封鎖するとともに、作業標示板等の必要な対策を講ずるとともに、ヘルメットや安全ベルト等の着用を徹底し、作業者自身の安全を確保すること。

(2) 外部折衝　保安林指定のある箇所については、当該作業に係る保安林所管部署(県)の許可を得たことを確認の上、当該許可の条件内で業務を行うこと。

要交通規制の箇所については、交通の安全について施設管理者及び所轄警察署等と打合せを行うとともに、道路標識、区画線又は道路標示等により適切な安全対策を講じた状態を確保すること。なお、上記車両駐車場所として道路等を使用するときもこれに準じ配慮すること。

なお、これらの外部折衝時に係る所管警察署、保安林所轄部署(県)及び市等道路管理者への届出等は、原則として受注者が行うこととする。ただし、これら連絡先が不明な際の調査、並びに届出等が施設管理者又は発注者が行った方が効果的である場合の当該届出等を、受注者が施設管理者又は発注者に求める場合は、施設管理者及び発注者は誠意を持って支援するものとする。

(3) 伐採　対象樹木以外の立木を損傷しないよう注意すること。

かかり木はそのまま放置せず、地面に引き落としてから次の作業を行うこと。

伐倒木について、必要に応じて後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは移動等しないように等高線に平行に存置するなど、入居者その他周辺住民の安全が確保されるよう配慮すること。

（下刈）　笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の生育に支障となる地被物を地際から刈払うこと。

刈払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置すること。

下刈り作業に当たっては、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に下刈鎌又は下刈機の刃部が向かないよう、植栽木の外側の方向に刈り払うこと。

(4) 剪定　剪定の程度については、強剪定（弱剪定に加えて､樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うもの）とする。具体的には、標準地（別添作業記録）の実施状況に準じること。ただし、受注者の専門的知見から作業に前後し緑陰の確保不足、腐朽菌による樹木の損傷、若しくは埋設物又は根上り等による倒伏の危険があると認められる場合は、施設管理者に指摘し指示を受けること。

（枝落とし）　枝の切断に当たっては、樹幹に平行かつ平滑に切断すること。

枝落しに当たっては、樹幹の形成層を損傷しないよう留意し、葉量が多く作業途中で裂ける恐れのある枝は、一旦中途で切断した後、更に仕上げ切断する等の方法によること。

古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの､又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ､その部分から先端部を切り取るものとする。

5 業務実施報告等

(1) 契約後、業務計画書を事前に施設管理者に提出し承認を受けること。この場合、業務計画書には次の事項について記載しなければならない。ただし、少量の剪定委託業務等、簡易な作業については、施設管理者の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

なお、当該承認を受けた業務計画書の写しを、発注者に送付すること。

ア 作業概要

イ 作業計画表（年間計画工程表）

ウ 現場組織表（現場代理人、主任技術者、施設管理者窓口及び県窓口並びにその連絡体制（緊急時の体制を含む。）を明確にすること。）

エ 安全管理対策

オ 主要機材、資材

カ 作業方法（車両配置・交通規制等含む。）

キ 作業管理計画（工程管理、品質管理、写真管理）

(2) (1)とは別に、作業実施日を施設管理者と調整の上、毎回概ね作業1週間前に作業計画書（作業内容、作業場所、使用機材、業務時間、駐車台数、駐車場所等記載のもの）を提出し、施設管理者の承認を得ること（提出方法はメール又はFax等適宜の方法でよい)。

(3)　作業完了後（箇所毎及び全業務)、作業状況（作業前、作業中、作業終了後）の写真及び作業日誌を添付した作業完了報告書を施設管理者に閲覧させ、確認した旨を記載（又は書面を添付）させた上で、発注者に提出すること。

なお、受注者が箇所毎の部分払を請求する場合、当該箇所に係る作業完了報告書及びこれに係る請求書の提出をもって支払い手続きを行うため、当該箇所の作業完了後は早期に提出すること。

また、作業完了報告書及びこれに係る請求書は、発注者に提出すること。(したがって、発注者への既定提出物は(1)項及び本(3)項の２種となる。)

(4)　発注者又は施設管理者の指示があったときは、受注者は作業の進捗、労務者の就業、材料の搬入、使用機材、天候等を示す作業日誌等所用の資料を作成し、随時の作業報告として提出すること。

6　連絡先等

発注者　　広島県　土木建築局住宅課住宅管理 G

電話　(082)513-4171　　Fax　(082)223-3551

Mail　dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

施設管理者　広島県ビルメンテナンス協同組合　県営住宅管理グループ

（高陽住宅の指定管理者）

電話　(082)261-7819　　Fax　(082)261-7827

Mail　　kenei.hiroshima@midori-gr.com

（同　高陽事務所 電話　(082)842-6200　）

7（参考）別紙一覧

・高陽住宅 76～81 号館敷地作業範囲位置図

・標準地での作業記録（高陽 28 号館南西事例）